

地域医療支援病院名称承認申請概要書

1 開設者の住所等

住 所	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地
名称及び代表者職・氏名	公立大学法人名古屋市立大学 理事長 郡 健二郎

2 病院の名称等

名 称	(仮称)公立大学法人名古屋市立大学医学部附属東部医療センター					
所 在 地	名古屋市千種区若水一丁目 2 番 23 号					
診療科名	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科、内分泌内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、女性泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科					
病 床 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
		10			488	498 床

3 施設の構造設備

施 設 名	設 備 の 有 無					
集 中 治 療 室	① ・ 無 病床数 16 床					
化 学 検 査 室	① ・ 無					
細 菌 検 査 室	① ・ 無					
病 理 検 査 室	① ・ 無					
病 理 解 剖 室	① ・ 無					
研 究 室	① ・ 無					
講 義 室	① ・ 無					
図 書 室	① ・ 無					
救急用又は患者搬送用自動車	① ・ 無 保有台数 1 台					
医薬品情報管理室	① ・ 無					

4 他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供する体制の整備状況

(1) 紹介率

紹介患者の数 (A)	初診患者の数 (B)	紹介率 (A/B×100)
8,383人	11,954人	70.1%

(2) 逆紹介率

逆紹介患者の数 (C)	初診患者の数 (B)	逆紹介率 (C/B×100)
10,991人	11,954人	91.9%

5 共同利用のための体制の整備状況

(1) 共同利用の実績

前年度の共同利用を行った医療機関の延べ機関数	1,019施設
うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ機関数	1,019施設
共同利用に係る病床の病床利用率	1.2%

(2) 共同利用の範囲

施設名等	開放型病床、図書室、登録医室、医療機器（CT、MRI、RI、上部消化管内視鏡、腹部超音波）
------	---

(3) 共同利用の体制

共同利用に関する規定	①・無
利用医師等登録制度の担当者	①・無

(4) 利用医師等登録制度

登録医療機関数	1,048施設
うち申請者と直接関係のない医療機関数	1,048施設

(5) 常時共同利用可能な病床数

常時利用可能な病床数	5床
------------	----

6 救急医療を提供する能力の状況

(1) 重症患者の受け入れに対応できる医療従事者

職 種	専 従		非 専 従	
	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤
医 師	5 人	0 人	66 人	50 人
看 護 師	0 人	0 人	135 人	0 人
その他	0 人	0 人	96 人	0 人

(2) 重症救急患者のための病床

優 先 的 に 使 用 で き る 病 床	16 床
専 用 病 床	0 床

(3) 重症救急患者に必要な検査又は治療を行うために必要な診療施設

施 設 名	集中治療室、救急外来、手術室、中央検査室、中央放射線部
-------	-----------------------------

(4) 救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者数	7,673 人
--------------------------	---------

(5) その他

「救急病院等を定める省令」(昭和 39 年厚生省令第 8 号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院である場合	☑・否
「救急医療対策の整備事業について」(昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している場合	☑・否

7 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力の状況

(1) 研修の実績

研 修 の 内 容	回 数	研 修 者 数
医学・薬学等に関する研修会、症例検討会、感染対策研修会 等	18 回	589 人

(2) 研修実施のための施設及び設備

施 設 名 等	多目的ホール、臨床研修センター、会議室 1、会議室 2、図書室
---------	---------------------------------

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法

(1) 管理責任者等

管 理 責 任 者	① ・ 無
管 理 担 当 者	① ・ 無

(2) 閲覧責任者等

閲 覧 責 任 者	① ・ 無
閲 覧 担 当 者	① ・ 無

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の構成

学 識 経 験 者	1人
医師会等医療関係団体の代表	9人
地域の住民代表	1人
当該病院の関係者	4人
その他（行政）	2人

10 患者からの相談に適切に応じる体制

患者相談を行う場所	医療相談窓口、患者相談室、病棟（カンファレンス室、面談室）、外来診療室等
-----------	--------------------------------------

11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援

居宅等医療提供施設等における連携の緊密化のための支援等	・在宅支援・調整連絡会議の実施
医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供	・退院調整の実施 ・介護支援連携指導の実施 ・市民健康講座の開催 ・新聞折り込み紙による情報提供
その他居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援	・医療処置のある患者及びその家族に対する看護師及び臨床工学技士による指導 ・退院時共同指導会議

1 2 その他地域医療支援病院に求められる取組み

(1) 連携体制を確保するための専用の室等

施設名称	地域医療連携センター
担当者	④ ・ 無

(2) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価	④ ・ 無
-------------------	-------

(3) 退院調整部門

退院調整部門	④ ・ 無
--------	-------

(4) 地域連携を促進するための取組み

策定した地域連携クリティカルパス	名古屋脳卒中地域連携協議会脳卒中パス
------------------	--------------------

(5) 病院が果たしている役割に関する情報発信

情報発信の方法	ホームページ、郵送、掲示、配布等
---------	------------------